

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均896円（0.24%）

給料 747円

はね返り 149円

※1 初任給については、人材確保の観点から一定の上上げを行う。

※2 初任給の上上げを踏まえ、若年層の職員の給料月額に一定の改善が及ぶよう上上げを行う。

2 諸手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げるとともに、3月期末手当を廃止する。

			年間支給月数		
			現行	令和4年度(案)	令和5年度以降(案)
再任用 職員以外 の職員	管理職員 以外の職員	期末手当	2.40	2.40(——)	2.40(——)
		6月	1.050	1.050(——)	1.200(+0.150)
		12月	1.100	1.100(——)	1.200(+0.100)
		3月	0.250	0.250(——)	廃止
		勤勉手当	2.05	2.15(+0.10)	2.15(+0.10)
		6月	1.025	1.025(——)	1.075(+0.050)
		12月	1.025	1.125(+0.100)	1.075(+0.050)
	合計	4.45	4.55(+0.10)	4.55(+0.10)	
	管理職員	期末手当	2.00	2.00(——)	2.00(——)
		6月	0.850	0.850(——)	1.000(+0.150)
		12月	0.900	0.900(——)	1.000(+0.100)
		3月	0.250	0.250(——)	廃止
		勤勉手当	2.45	2.55(+0.10)	2.55(+0.10)
		6月	1.225	1.225(——)	1.275(+0.050)
12月		1.225	1.325(+0.100)	1.275(+0.050)	
合計	4.45	4.55(+0.10)	4.55(+0.10)		
再任用	管理職員 以外の職員	期末手当	1.35	1.35(——)	1.35(——)
		6月	0.600	0.600(——)	0.675(+0.075)
		12月	0.650	0.650(——)	0.675(+0.025)
		3月	0.100	0.100(——)	廃止
		勤勉手当	1.00	1.05(+0.05)	1.05(+0.05)
		6月	0.500	0.500(——)	0.525(+0.025)
		12月	0.500	0.550(+0.050)	0.525(+0.025)
合計	2.35	2.40(+0.05)	2.40(+0.05)		

職員	管理職員	期末手当	1. 1 5	1. 1 5 (——)	1. 1 5 (——)
		6月	0. 500	0. 500 (——)	0. 575 (+0. 075)
		12月	0. 550	0. 550 (——)	0. 575 (+0. 025)
		3月	0. 100	0. 100 (——)	廃止
		勤勉手当	1. 2 0	1. 2 5 (+0. 0 5)	1. 2 5 (+0. 0 5)
		6月	0. 600	0. 600 (——)	0. 625 (+0. 025)
		12月	0. 600	0. 650 (+0. 050)	0. 625 (+0. 025)
		合計	2. 3 5	2. 4 0 (+0. 0 5)	2. 4 0 (+0. 0 5)

※ 令和4年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

[参考] 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4. 4 5月 → 4. 5 5月 (+0. 1 0月)
- ・再任用職員 2. 3 5月 → 2. 4 0月 (+0. 0 5月)

3 施行期日等

(1) 給料表の改定及び本年12月分の勤勉手当の引上げ 公布の日

※ 給料表の改定は、本年4月1日から適用する。

(2) 3月期末手当の廃止及び令和5年度の期末手当及び勤勉手当の改定 令和5年4月1日